最終更新日:2015年6月25日

新日鉄住金ソリューションズ株式会社

謝敷　宗敬
問合せ先:03-5117-4111
証券コード:2327
http://www.nssol.nssmc.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、監査役会設置会社制度を採用し、10名以内の取締役及び取締役会、5名以内の監査役及び監査役会を置く旨を定款にて規定しております。これに基づき、現在、取締役10名(うち社外取締役2名)、監査役5名(うち社外監査役4名)を選任しております。

当社は、当社事業に精通した業務執行取締役と独立した立場の社外取締役から構成される取締役会が、的確かつ迅速に重要な業務の執行決定と取締役による職務執行の監督を行うとともに、社外監査役が過半を占める監査役会において、会計、法務、企業経営等各分野での専門性を持つ監査役が公正かつ独立の立場から監査を行っており、この体制が当社グループの持続的な発展に有効であると判断しております。

また、業務執行につきましては、所定の決裁権限ルールに基づき、業務を担当する執行役員以下に執行権限を委譲し意思決定の迅速化に努めております。重要なものにつきましては、社長をはじめとする経営層がメンバーとなる経営会議にて審議・決定を行うこととしております。

一方、取締役及び監査役による監督及び監査、会計監査人による会計監査を実施するとともに、経営の透明性を確保・向上することにも努めており、株主の皆様や投資家の方々などに対しては、当社のIR基本方針に従い、東京証券取引所への適時開示はもとより、プレスリリース、決算説明会やホームページ等を通じて適時適切な情報開示を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新日鐵住金(株)	29,016,900	54.75
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	2,281,700	4.31
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	1,362,100	2.57
新日鉄住金ソリューションズ社員持株会	1,253,387	2.36
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口9)	817,900	1.54
シー　エム　ビー　エル，エス　エー　リミューチャル　ファンド(常任代理人(株)みずほ銀行決済営業部)	787,200	1.49
ビービーエイチ　ビービーエイチティーエスアイエー　ノムラ　ファンズ　アイルランド　ピーエルシー　ジャパン　ストラテジックバリューファンド(常任代理人(株)三菱東京UFJ銀行)	655,700	1.24
ソシエテ　ジェネラル　パリ　オムニバス　ビーエス　エスジーエスエヌピー(常任代理人ソシエテジェネラル証券会社)	451,600	0.85
ハイアット(常任代理人(株)三菱東京UFJ銀行)	288,300	0.54
シービーエヌワイ ガバメント　オブ　ノルウェイ(常任代理人シティバンク銀行(株))	272,399	0.51

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	新日鐵住金株式会社　(上場:東京、名古屋、札幌、福岡)　(コード)　5401

補足説明 更新

上記ほか、当社所有の自己株式6,495千株(12.26%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員	

数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と親会社との製商品の販売等における取引条件及び取引の決定方針等につきましては、一般の取引条件と同様に決定しており、親会社との取引等を行う際に会社ひいては少数株主の不利益となるような取引等は行っておりません。親会社との取引についても社内規程等に基づき、一般の取引同様に実行・管理しています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鴨志田　晃	学者											
青島　矢一	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鴨志田　晃	○	独立役員に指定しております。 ＜略歴＞ 昭和56年４月　東京電力(株)入社 平成11年７月　デロイトトーマツコンサルティング　シニアパートナー(執行役員) 平成15年３月　シスコシステムズ(株)　IBSG日本統括マネジメントパートナー 平成20年４月　名古屋商科大学大学院マネジメント研究科　客員教授（現任） 平成24年９月　公立大学法人横浜市立大学学術院　教授　現在に至る 平成26年６月　デジタルハリウッド大学大学院　客員教授　現在に至る 平成27年6月　当社取締役	＜招聘理由＞ 企業の執行役員等として経営に関与した経験を有するとともに、大学教授としての研究活動等を通じて培われた経営学の専門家としての見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくため ＜独立役員指定理由＞ 当社としては、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるような立場にはないと判断し、独立役員として指定します。 なお、同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第4項5号に挙げられた事項のいずれにも該当しておりません。

		現在に至る	
青島　矢一	○	独立役員に指定しております。 ＜略歴＞ 平成11年４月　国立大学法人一橋大学イノベーション研究センター助教授 平成19年４月　同センター准教授 平成24年４月　同センター教授　現在に至る 平成26年12月　内閣府総合科学技術・イノベーション会議　基本計画専門調査会専門委員　現在に至る 平成27年6月　当社取締役 現在に至る	＜招聘理由＞ 長年経営戦略論等の研究に従事しており、経営戦略分野研究の専門家としての見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただたくため ＜独立役員指定理由＞ 一般株主と利益相反が生じるおそれがあるような立場にはないと判断し、独立役員として指定します。 なお、同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第4項5号に挙げられた事項のいずれにも該当しておりません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査部門は、必要に応じて意見・情報の交換・聴取等を行っております。また、監査役監査、会計監査及び内部監査の実効性をあげるべく、実地監査にあたりましても必要に応じて、これらの監査を同期させるなど連携をとって進めることとしております。これらに加え、子会社の監査役との連携も図り、子会社の状況把握に努めるとともに、必要に応じ子会社に対する調査も実施することにしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤原　靜雄	学者													
樋口　哲朗	公認会計士													
中野　明安	弁護士													
松村　篤樹	他の会社の出身者			○				○		○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤原　靜雄	○	独立役員に指定しております。 ＜略歴＞ 平成8年4月　学校法人國學院大學法学部教授 平成14年10月　内閣府情報公開・個人情報保護審査会委員 平成16年4月　国立大学法人筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 平成19年6月　当社　監査役（非常勤）現在に至る 平成22年7月　消費者委員会個人情報保護専門調査会委員 平成23年３月　産業構造審議会臨時委員（現任） 平成23年4月　学校法人中央大学法科大学院教授 現在に至る	＜招聘理由＞ 長年の学識経験を当社の監査に活かしていただくため ＜独立監査役指定理由＞ 藤原靜雄氏は、これまでの大学教員という経歴に加え、平成19年６月以降株主の選任を受けて、社外監査役として適切な活動を行なってきたこと等を鑑みると、当社としては、一般株主 と利益相反が生じるおそれがあるような立場にはないと判断し、独立役員として指定しております。 なお、同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第４項5号に挙げられ た事項のいずれにも該当しておりません。
樋口　哲朗	○	独立役員に指定しております。 ＜略歴＞ 昭和59年4月　クーパーズ・アンド・ライブランド東京事務所入所 平成９年８月　中央監査法人　社員 平成13年１月　樋口公認会計士事務所代表　現在に至る 平成13年10月　財務会計基準機構企業会計委員会　専門委員 平成16年6月　早稲田大学大学院会計研究科　兼任教員 平成25年６月　当社監査役（非常勤） 現在に至る	＜招聘理由＞ 長年の公認会計士としての豊富な監査経験と財務・会計に関する専門的な見識を当社の監査に活かしていただくため ＜独立監査役指定理由＞ 樋口哲朗氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるような立場にはないと判断し、独立役員として指定しております。 なお、同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第４項5号に挙げられ た事項のいずれにも該当しておりません。
中野　明安	○	独立役員に指定しております。 ＜略歴＞ 平成３年４月　弁護士登録　丸の内総合法律事務所入所　現在に至る 平成20年６月　(株)オリエンタルランド　社外監査役 平成21年５月　日本弁護士連合会　災害復興支援委員会委員長（現任） 平成22年１月　(株)JALUX　社外監査役 平成22年４月　第二東京弁護士会　副会長 平成26年２月　一般社団法人災害総合支援機構　副代表理事（現任） 平成26年４月　第二東京弁護士会東日本大震災等対策本部 本部長代行　現在に至る 平成27年6月　当社監査役（非常勤） 現在に至る	＜招聘理由＞ 弁護士としての長年の経験と企業法務に関する知見等を監査に活かしていただくため ＜独立役員指定理由＞ 一般株主と利益相反が生じるおそれがあるような立場にはないと判断し、独立役員として指定します。 なお、同氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第211条第4項5号に挙げられた事項のいずれにも該当しておりません。
松村　篤樹		＜略歴＞ 昭和61年４月　新日本製鐵(株)入社 平成13年11月　ワッカー・エヌエスシーイー(株)　出向 平成16年10月　シルトロニック・ジャパン(平成16年に社名変更)入社 平成17年４月　同社生産・技術本部長 平成19年12月　同社営業統括本部長 平成20年８月　同社　代表取締役社長営業統括本部長兼務 平成24年11月　同社　退職 平成24年12月　新日鐵住金(株)　入社 平成27年４月　同社　参与　現在に至る 平成27年6月　当社監査役（非常勤） 現在に至る	＜招聘理由＞ 長年のビジネス及び企業経営者としての経験を当社の監査に活かしていただくため

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬等については、月例で支給する報酬のみとし、前年度業績をもとに個人別評価等を勘案のうえ決定しております。監査役についても、同様に月例で支給する報酬のみとし、監査役の協議により決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等については、月例で支給する報酬のみとし、前年度業績をもとに個人別評価等を勘案のうえ決定しております。監査役についても、同様に月例で支給する報酬のみとし、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外取締役の職務を補助するため、総務部内に担当者を配置しております。
社外監査役に対しては、監査役会事務局を置き、監査役の職務を補助する使用人を配置することとしています。また監査役会は、取締役会の付議案件について、提出部門から事前説明を受けることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

(1)現状の体制
当社は、監査役会設置会社制度を採用し、10名以内の取締役及び取締役会、5名以内の監査役及び監査役会を置く旨を定款にて規定しております。これに基づき、現在、取締役10名(うち社外取締役2名)、監査役5名(うち社外監査役4名)を選任しております。
当社は、当社事業に精通した業務執行取締役と独立した立場の社外取締役から構成される取締役会が、的確かつ迅速に重要な業務の執行決定と取締役による職務執行の監督を行うとともに、社外監査役が過半を占める監査役会において、会計、法務、企業経営等各分野での専門性を持つ監査役が公正かつ独立の立場から監査を行っており、この体制が当社グループの持続的な発展に有効であると判断しております。
また、業務執行につきましては、所定の決裁権限ルールに基づき、業務を担当する執行役員以下に執行権限を委譲し意思決定の迅速化に努めております。重要なものにつきましては、社長をはじめとする経営層がメンバーとなる経営会議にて審議・決定を行うこととしております。
一方、取締役及び監査役による監督及び監査、会計監査人による会計監査を実施するとともに、経営の透明性を確保・向上することにも努めており、株主の皆様や投資家の方々などに対しては、当社のIR基本方針に従い、東京証券取引所への適時開示はもとより、プレスリリース、決算説明会やホームページ等を通じて適時適切な情報開示を行っております。

(2)内部監査及び監査役監査
監査役監査につきましては、監査役会の審議を経た年度監査方針・監査計画に従い、取締役の業務執行の適法性を中心に監査を実施しております。各監査役は、経営会議への出席、社内会議資料の閲覧や社内スタッフからのレポーティング等を通じて社内状況の把握に常時努めるとともに、チェックシートを用いた書面監査及び実地監査を実施し、監査の質の向上に努めております。書面監査及び実地監査終了後、監査を担当した監査役は監査役会にて監査結果の報告を実施しております。また、子会社の監査役との連携も図り、子会社の状況把握に努めるとともに、必要に応じ子会社に対する調査も実施することとしております。
内部監査につきましては、社長直属の専任組織である監査室(兼務者含む4名)が子会社監査役とも協力して、財務報告にかかる内部統制、プロジェクト管理、顧客情報・個人情報等の情報資産管理、法令遵守等について社内の全部門を対象とした監査を実施しております。重点監査テーマを中心にすべての社内部門及び主要子会社を対象にチェックシートを用いた書面監査及び実地監査を行い、監査終了後、改善指摘事項を含

む報告書を作成し、定期的に社長に報告を行っております。改善指摘事項については、その対応状況を必ずフォローし、より適正な業務運営が確保できるよう努めております。
　なお、監査役監査、内部監査及び会計監査各々の実効性をあげるべく、相互に必要に応じて意見・情報の交換・聴取等を行っております。実地監査にあたりましては可能な限り同期させるなど緊密な連携をとって進めることとしております。

（3）業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名等
　公認会計士の氏名等（継続関与年数）所属する監査法人
　指定有限責任社員 業務執行役員 柳澤　秀樹(4年), 蓮見　貴史(1年) 有限責任 あずさ監査法人
　当社の会計監査業務に係る補助者はすべて有限責任あずさ監査法人に所属しており、上記の業務執行社員2名の他、公認会計士5名、他7名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

　当社は、当社事業に精通した業務執行取締役と独立した立場の社外取締役から構成される取締役会が、的確かつ迅速に重要な業務の執行決定と取締役による職務執行の監督を行うとともに、社外監査役が過半を占める監査役会において、会計、法務、企業経営等各分野での専門性を持つ監査役が公正かつ独立の立場から監査を行っており、この体制が当社グループの持続的な発展に有効であると判断しております。
　現在、当社の取締役会は、業務執行取締役8名と社外取締役2名とによって構成されています。社外取締役には、多様な視点からの意思決定と独立した立場による経営監督機能の充実に寄与することを期待しております。
　当社の監査役会は、常勤監査役1名と社外監査役4名とによって構成されています。社外監査役は、各分野での豊富な経験や高い見識に基づき、独立した立場から監査活動を行うことにより、当社の公正な経営に寄与しております。さらに、監査役は取締役会の出席に加え、任意のトップマネジメント機関である経営会議にも陪席し、取締役の職務執行状況の監査及び個々の専門性の見地からの意見・提案の表明を行っております。また監査役会は、取締役会付議案件について事前に提出部門から報告を受け、事前の審査を行っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日に対し1週間程度の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	第35期定時株主総会（平成27年6月19日）
電磁的方法による議決権の行使	パソコン及び携帯電話等からインターネット経由で議決権行使可能な環境を整備しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期及び半期決算発表時に社内会場にて説明会を実施しております。なお、第1四半期及び第3四半期決算発表時には電話会議による質疑応答を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に1回、欧州の主要投資家を個別訪問し、Q&Aを実施	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、プレゼンテーション資料、補足資料を掲載	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部内に広報・IR室を設置	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念、社員行動指針、グローバル・ビジネス・コンダクトに規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	本社地区においてISO14001を取得しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	内部情報管理および内部者取引規制規程の中にタイムリーディスクロージャーについて規定しております。
その他	当社には執行役員1名を含む女性管理職が複数在籍しております。当社は、女性社員の活躍が持続的な事業の発展に不可欠と考えており、これを積極的に推進すべく、育児等のライフイベントを念頭においた支援制度の充実を行って参りました。今後もこの取り組みを継続するとともに、指導的地位を目指す女性社員を応援していく観点から、働く意思を積極的に支援する取り組みを強化して参ります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

（1）内部統制システム

当社は、企業価値の継続的な向上と社会から信頼される企業の実現を目指しております。また、関連法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、以下の通り内部統制システムを整備し、適切に運用するとともに、企業統治を一層強化する観点から、その継続的改善に努めております。

＜当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制＞

「企業理念」、「行動指針」及び「グローバル・ビジネス・コンダクト」に基づき、業務を執行する取締役（業務執行取締役）及び使用人間にて適法・適正な職務執行を行うという基本理念・基本方針を共有化し、各種の研修や社内ホームページ等の媒体を通じて、業務執行取締役及び使用人に対して、職務を果たす上で必要となる法令等の周知徹底を継続的に行うこととしています。

業務執行取締役及び使用人は法令及び定款に適合した各種社内規程を遵守して職務執行にあたることとし、規程主管部門は規程の遵守状況のモニタリングを定期的に行うとともに、法令及び定款等への違反事件が発生した場合の監査役や内部監査部門への報告体制を整備することとしています。これに加え、内部監査部門は定例監査を行い、改善・是正意見を含む監査結果を代表取締役に報告し、職務執行の適法性・適正性を担保しています。

また、内部者通報窓口（ヘルプライン）を整備し、法令違反等の情報の迅速な収集と適切な対応を行うこととしています。

取締役会は法令及び定款等への適合状況のモニタリング機能の最高機関として、適時適切な情報の把握と必要に応じ審議を行うこととしています。

市民社会の秩序や安全に脅威を及ぼす反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、断固として排除すべく、社内体制の確立と社外専門機関との連携に努めています。

なお、違法行為等を行った使用人に対しては、就業規則等の定めに従い、厳正な処分を行うこととしています。

＜当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制＞

取締役会議事録をはじめとする職務執行に係る各種情報について、法令並びに法令及び定款に適合した社内規程に基づき、その重要度に応じた保存・管理方法及び管理主管部門を定めた上で、当該管理主管部門が適切に保存及び管理を行うこととしています。

また、決算情報をはじめとする重要な企業情報について、法令、証券取引所規則及びこれらに基づき制定したIR基本方針に従い、適時適切な開示を行っています。

＜当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制＞

事業活動全般にわたり内在する様々なリスクについて、その発生可能性、影響等を評価し、各々のリスク特性に応じたリスクマネジメント活動を展開することとし、必要な社内規程・マニュアル類を整備、業務執行取締役及び使用人に周知徹底しています。また、各規程主管部門及び内部監査部門は規程・マニュアル類の遵守状況をモニタリングし、継続的にリスクマネジメント活動の改善に努めています。特に、当社経営上重大な影響を及ぼすこととなるリスクに対しては、専任組織や審議体制を整備し、リスクマネジメント体制の強化を図っています。取締役会はリスクマネジメント活動のモニタリング機能の最高機関として、適時適切な情報の把握と必要に応じ審議を行うこととしています。

経営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合には、会社に対する損害・影響等を最小限にとどめるべく、社長を本部長とする「危機対策本部」を招集し、必要な対応を図っています。また、平時においても、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事態を中心に、適時適切に総務部門への報告がなされるとともに、監査役及び内部監査部門にも報告される体制を整備し、早期の段階から監査役及び内部監査部門がリスク状況に関与し、経営から独立した立場から機動的にアドバイスを行うことができる体制を構築することとしています。

＜当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制＞

取締役会は、法令及び定款に適合した取締役会規程に従い、経営上の重要事項について決定を行いますが、業務執行については、所定の決裁権限ルールに基づき、業務を担当する執行役員以下に執行権限を委譲することとしています。このうち、重要なものについては、社長をはじめとする経営層がメンバーとなる経営会議にて審議・決定を行うこととしています。

＜当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制＞

グループ会社管理規程において、グループ会社管理に関する基本的な考え方、手続きを定めています。グループ会社各社とは事業戦略・課題認識を共有化し、当社グループ経営に重大な影響を及ぼす重要事項など一定レベル以上の事項については、グループ会社各社に対し事前協議・報告を義務付けることとしています。また、グループ会社各社の取締役より業務執行状況や重要な経営課題等について定期的に報告を受け、各社の状況把握に努めるとともに、必要な対応を図っています。

当社の親会社との契約・取引条件等は、その他顧客との取引における契約条件や市場価格を参考に合理的に決定することとしています。

＜監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項＞

監査役会事務局を置き、監査役の職務を補助する使用人を配置することとしています。

＜前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項＞

監査役の職務を補助する使用人の人事異動及び人事評価等については、監査役と事前に協議を行うこととしています。

＜当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項＞

当社の取締役及び使用人は、適時適切に職務執行状況や経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、監査役に直接あるいは総務部等関係部門を通じて報告を行うこととしています。内部者通報窓口（ヘルプライン）の運用状況についても監査役に報告を行うこととしています。

＜子会社の取締役、監査役及び使用人が監査役に報告をするための体制＞

各グループ会社の取締役、監査役、使用人等は適時適切に職務執行状況や経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、当社の監査役に直接あるいは総務部等関係部門を通じて報告を行うこととしています。

＜監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制＞

当社は、監査役への報告をした者に対し、内部通報に関わる規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いは行わないこととしています。

＜監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項＞

当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上し、また、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じることとしています。

＜その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制＞
監査役は取締役会のほか、必要に応じて経営会議に出席し、事業戦略・経営課題を共有化するとともに、取締役の職務執行状況を監査しています。また、内部監査部門は、定期的または必要の都度、監査役と意見交換を行うとともに、監査の実施にあたっては可能な限り連携を図っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記の内部統制システムに関する基本的な考え方の中に「市民社会の秩序や安全に脅威を及ぼす反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、断固として排除すべく、社内体制の確立と社外専門機関との連携に努める。」旨を記載。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

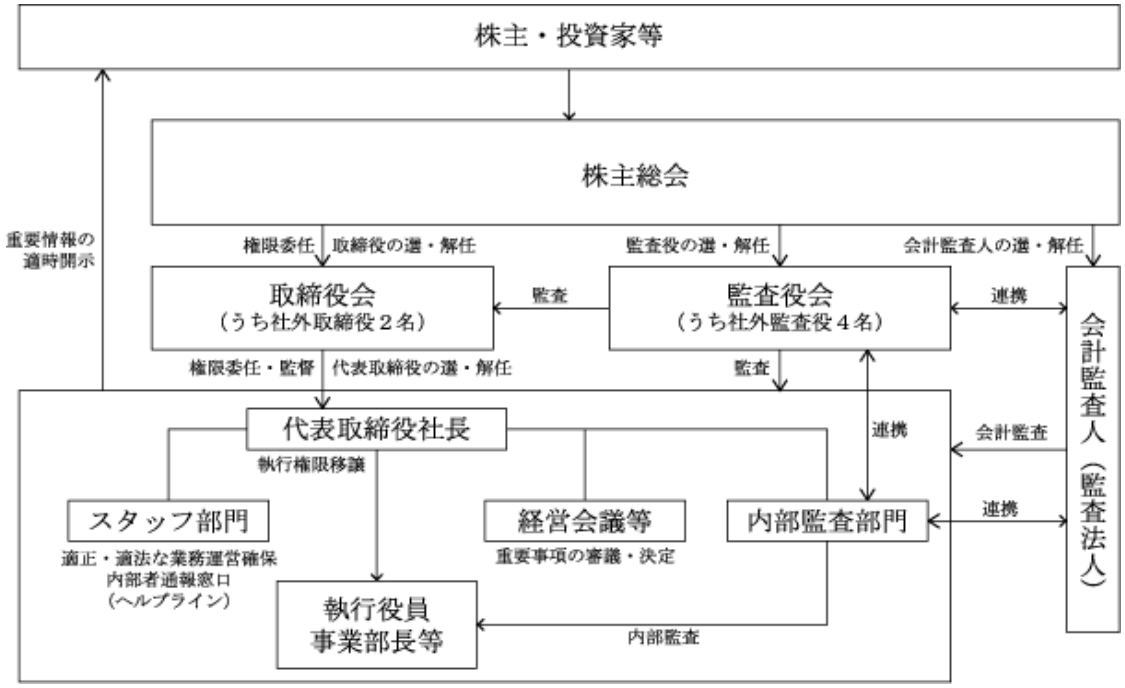
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

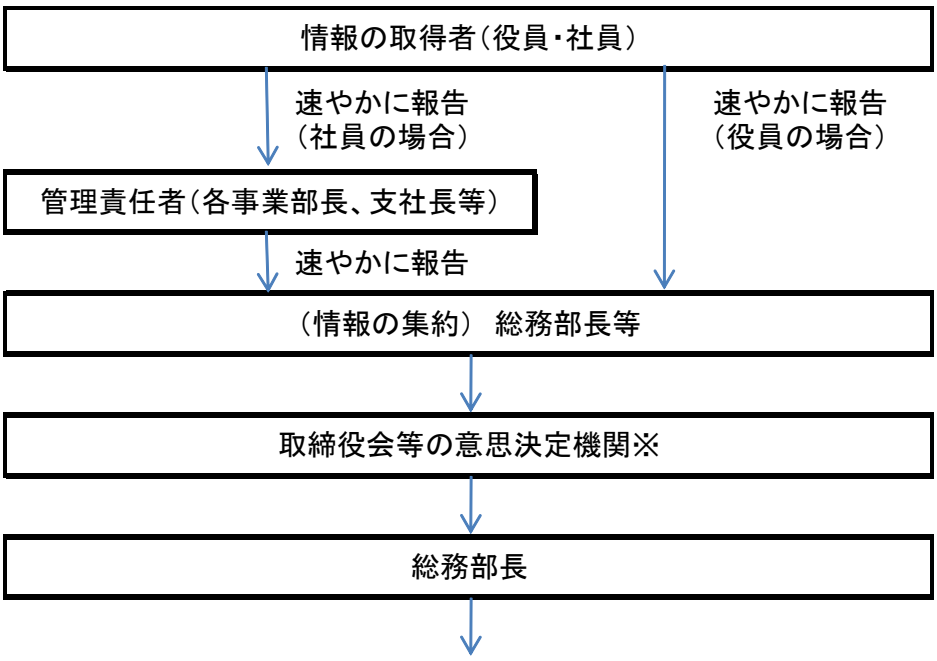
「適時開示に係る宣誓書」の添付書類であった「適時開示体制概要書」に相当する内容

参考:コーポレート・ガバナンス体制に関する模式図



適時開示体制の概要（模式図）

会社情報の把握・管理、適時開示に係る業務執行の社内体制



（※把握された会社情報が「発生事実に関する情報」の場合、原則として
社長に報告後、速やかに総務部長が開示いたします。）